

<p>(関連分野) 介護・子育て・医療</p>
<p>(事業の名称) 住所不定者等に対する結核対策推進事業</p>
<p>(関係省庁名) 厚生労働省</p>
<p>事業の概要</p> <p>(事業概要) 結核ハイリスク層とされる住所不定者、日雇い労働者等が多い地域において、服薬支援（DOTS）、結核健診の受診勧奨、結核に関する正しい知識の普及啓発等を行う事業</p> <p>(具体的内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 都道府県、政令市、特別区において、住所不定者、離職者、雇い止めされた労働者等を雇い上げ、結核の基礎知識、感染予防や服薬支援の方法等を修得するため、保健師等による研修を実施（2～3日程度）。 2. 研修修了者を保健所に配置し、結核ハイリスク層とされる住所不定者、日雇い労働者等が多い地域（公園、簡易宿泊施設、建設現場、ネットカフェ等）に出向き、保健師等の指示に基づき、以下の業務を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 治療の中途脱落を防止し、治療成功率の向上、多剤耐性結核菌の発生予防及びまん延防止を図るため、退院後の結核患者に対して、地域における定期的な服薬支援（DOTS）を実施 ・ 結核患者の早期発見のため、健診車を活用した結核健診等の受診勧奨 ・ 治療終了者に対する経過観察のための管理検診の受診勧奨 ・ 結核に関する正しい知識の普及を図るため、パンフレットやポケットティッシュを配布 等
<p>(事業展開に必要な事項・規制緩和など) 特になし</p>
<p>(期待される効果) 定性的効果： 結核患者の早期発見、治療の完遂、多剤耐性結核菌の発生予防及びまん延防止、結核に関する正しい知識の普及啓発等、結核対策上特に問題となっている地域における結核対策の向上が図られ、結核患者の減少につながる。また、当該事業により雇用された者の健康増進にも寄与する。</p>

(先行事例)

各都道府県・政令市・特別区において、国庫補助金（結核対策特別促進事業）により実施している住所不定者等に対するDOTS事業、結核健診事業 等

(期間後の取扱い)

(関係省庁担当者連絡先)

厚生労働省健康局結核感染症課 課長補佐 江浪武志 / 係長 大鶴友博
電話番号：03-3595-2257（直通） / ファックス：03-3581-6251